

今週の活動から



総合福祉センターが改修されて、4月から保健福祉センターになります。保健・医療・福祉の連携強化をめざします。ここは特定保健指導室。いわゆるメタボ改善指導です。関係する人がいるのでは… (釘丸久子議員)



3月13日(月)3・13重税反対厚木集会に参加し、市民のみなさんの声を聞きました。14日には税務署へ確定申告に行きました。マイナンバーの記載は言われませんでした。(栗山香代子議員)



震災から6年。宮城県気仙沼市唐桑半島にある「折石(おれいし)」。明治三陸大津波(1898年)

で先端部分の約2mが折れたことから「折石」の名が付けました。2011年の東日本大震災では、海中から高さ16メートル、幅3メートルの大理石の石柱が大津波に耐え、震災前と変わらぬ姿を見せて、復興のシンボルとされています。

マイナンバーの記載 年金支給を毎月

2 陳情が
常任委員会でも採択に

平成29年度からの特別徴収税額の決定・変更通知書に受給者の個人番号を記載しないことを求める陳情

総務企画常任委員会

3月7日(火)

◎寺岡まゆみ(公明党)

○瀧口慎太郎(みらい)

釘丸久子(共産党)

奈良握(無党派)

新川 勉(新政)

難波達哉(みらい)

井上 武(改革)

A 内容や方向性は基本的な賛成。省令の拘束力をどう解釈するか。撤回は可能なのか。

市民税課長 罰則規定はない。様式に個人番号を書くところを設けているので、国は記載するのが当然だ、お互いに情報を共有するとう考え方。

B 事業者はマイナンバーを管理するのもコストがかかる。記載しなくていいとなると、法の趣旨からおかしくなる。企業は扶養控除等の申告書ですでに従業員のマイナンバーを預かっている。簡易書留にすると費用負担が大変。

市民税課長 書留にすると問題点が二つ。費用面では1千万円ぐらい増える。書留だと1〜2週間かかる。5月15日頃に発送予定だが、5月31日までに特別徴収義務者等を経由して納税義務者に通知することになっている。これに間に合うかどうかだ。

釘丸議員 従業員には記載しない人もいる。一番の問題点は「私の承諾もなしに出さないでほしい」という思いに応えられるかどうかだ。課長 給与支払報告書については本人が記載しなくてもそのまま受け取っている。決定通知書は全て記載することになっている。番号記載がない人に、こちらが記載して返すという

うことはある。

釘丸議員 個人番号がどのように使われるか大変不安だとの議論ある。個人のプライバシーが侵害されて不利益が生じる危険がある。法としてあるからとやって本当にいいのか。国でも記載をしなくても受け取るというっている中で、個人の自由意思をどう尊重するか考えなければならぬ。

B 事務の効率化、課税の公平などがこの法律の基本。財産を隠しているとか申告していないとかを見つける。不採択に。

A 行政としても積極的に記載させると考えているわけではない。行政は行政として判断すると期待。撤回を求める立場だ。安全性が担

年金の毎月支給を求める意見書を国に提出することを求める陳情

A 2か月ごとの支給で計画をして生活している方もいる。慎重に対応すべき。国民年金法の改正が必要になる。

栗山議員 法18条の③に「権利が消滅した場合に云々その支払期月でなくとも支払うものとする」ともある。交渉の中で厚生労働省専門官から「全然検討していないわけではない」との言葉があった。国に求めていくことも必要だ。現在の2か月が1か月ごとになって

市民福祉常任委員会

3月8日(水)

◎渡辺真雄(みらい)

○遠藤浩一(公明党)

栗山香代子(共産党)

高橋 豊(みらい)

山本智子(無党派)

山崎由枝(公明党)

井上敏夫(新政)

も受給者は困らないだろう。激しい収入の波に對する安定には毎月支給がいい。

保されない中で省令を認めるのは国民全体の理解が強まるとは思えない。何らかの見直しをしてほしい。

釘丸議員 採択を。事務の効率化、課税の公平はマイナンバーがないからできないというものではない。個人のプライバシーを憲法で定めている。大切にすべきだ。

C 省令、法令を遵守する。記載しなくても罰則がない。国は書留を含め検討を考えていると聞く。採択できない。

賛成…釘丸、奈良
反対…瀧口、井上、難波、新川
結果は不採択

B 誰もが計画的にできるわけではない。2か月分もらってすぐギャンブルに使ったりなくなったり。私たちは給料を毎月もらう。

C 平成元年から4か月ごとの支給が2か月ごとになったと記憶している。受給者のニーズ把握もされていない。現段階では時期尚早。

D 支払期日が決まっている中で国民的にどういう流れになっているか、国政の方でしっかり把握すると思う。不採択すべき。

栗山議員 年金を受けている方からの陳情はニーズ把握の一つ。国政が把握というのが、直接国民と関わっている市町村の議員が住民の声を受けて国政に届ける、それこそが議会の役割ではないか。国に意見書を上げる、法改正を求めていくべきだと考える。

賛成…栗山、山本
反対…遠藤、高橋、山崎、井上
結果は不採択